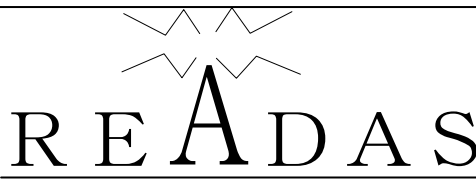


第 4748 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 6月12日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 国外財産調書制度の財産の評価

**Q**：平成25年から国外財産調書制度がスタートしますが、財産の評価（見積価額）はどのようにするのですか？

**A**：次のようにします。

### 【解説】

国外財産調書制度とは、その年12月31日現在において、5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を翌年3月15日までに所轄の税務署長に提出しなければならないという制度です。

対象となる財産は、土地や建物、山林や現預金だけでなく、保険の契約に関する権利やストックオプション等の株式に関する権利など、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものとなっています。

国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして規定する見積価額によることとされており、見積価額とは、財産や取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいうとしています。

具体的には、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外財産調書関係)の取扱い」に見積価額の評価方法が例示されていますので、それに従って算定することになります。

なお、国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における円換算方法についても、この取扱いで明らかにされています。

